

## 西村あさひ法律事務所

## カリフォルニア州年齢適正デザインコード法(CAADCA)の概要

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年3月7日号

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [村田 知信](#)

## 目次

- I カリフォルニア州年齢適正デザインコード法(CAADCA)の概要／松本 絢子
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人、村田 知信

## I カリフォルニア州年齢適正デザインコード法(CAADCA)の概要

## 1. 子どものプライバシーに関する議論の動向

近年、ネオ・デジタルネイティブ世代と言われる子どもたちは、SNS で気軽に情報発信をする等、日常的にインターネットを利用している中で、あまりリスクを意識せずに安易に個人情報を提供してしまっている例も多く見られる。日本では現時点で子どもの個人情報保護に特化した規制は置かれていないが、海外では活発に議論がなされ、様々な規制が見られる。オンラインで子どもも対象となり得る商品やサービスをグローバルに提供している又はこれから海外に展開しようとしている企業は、関係する各国の規制に十分留意しながらビジネスを進めていく必要がある。

例えば、米国では、従前から児童オンラインプライバシー保護法(GOPPA: The Children's Online Privacy Protection Act)によりオンラインでの13歳未満の子どものプライバシー保護に関する規制が置かれていたが、カリフォルニア州では、2022年9月にカリフォルニア州年齢適正デザインコード法(CAADCA: The California Age-Appropriate Design Code Act)が新たに成立し、2024年7月に施行予定である。カリフォルニア州では、2023年1月よりカリフォルニア州プライバシー権法(CPRA: The California Privacy Rights Act)も施行され、現在下位規則の制定に向けた手続きが進んでいるところであるが([当事務所北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2023年2月7日号](#)参照)、これへの対応と併せて現在の運用で問題ないか見直し検討する必要がある。また、連邦レベルでも個人情報保護法案(ADPPA: American Data Privacy and Protection Act)が議会に提出されているが、そのプロセスでも子どものプライバシーに配慮した規定が盛り込まれる方向で議論がなされている([当事務所北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2022年9月29日号](#)参照)。

## 2. CAADCA の概要

CAADCA は、カリフォルニア州における子どものプライバシー保護に関する法律である。CAADCA は、CPRA が適用される企業を対象としており、子どもがアクセスしそうな(likely to be accessed)オンラインサービス・商品・フィーチャー(以下「オンラインサービス等」という)を提供する場合に適用される。

CAADCA では、2020年9月に施行された英国年齢適正デザインコードが参照されている。

### (1) 対象となる「子ども」の範囲

CAADCA における「子ども」は、18 歳未満のカリフォルニア州住民とされている。これは、COPPA が 13 歳未満の子どもを対象としているのより広範であり、これまで米国で提供するオンラインサービス等の対象を 13 歳以上に限定していたような場合にはその運用の見直しも検討する必要があると考えられる。

### (2) 対象となるオンラインサービス等の範囲

CAADCA における「子どもがアクセスしそうな」オンラインサービス等とは、子どもによりアクセスされることが合理的に予測されるオンラインサービス等をいう。具体的には以下のような基準が挙げられており、いずれかを満たす場合には子どもがアクセスしそうなオンラインサービス等であると解される。

- ① 子どもに向けられたものであること(COPPA での定義が参照されている)
- ② 視聴者構成に関する適切で信頼できる証拠に基づき、日常的に多数の子どもがアクセスしていると認められること
- ③ 日常的に多数の子どもがアクセスしているオンラインサービス等と実質的に類似又は同様であること
- ④ 子ども向けに販売されるものの広告を行っていること
- ⑤ 子どもが興味を持つと知られているデザイン要素(子どもに人気のあるゲーム、漫画、音楽、有名人等を含むがこれらに限られない)が含まれていること
- ⑥ 社内調査に基づき、オンラインサービス等の重要な視聴者は多数の子どもであると認められること

上記のうち、例えば、具体的にどのくらいの人数/割合の子どもがアクセスしていれば「多数」と認められるかは CAADCA 上明らかではなく、当該オンラインサービス等の提供対象者から子どもが排除されていない、オンラインゲーム、ウェブ会議サービス、ソーシャルメディア等、かなり広範なオンラインサービス等に適用される可能性があり、必ずしも企業側が子どものみをターゲットしている場合には限られない点に注意を要する。

### (3) 規制内容

#### (i) データ保護影響評価(DPIA)

新たなオンラインサービス等を公に提供する前に、DPIA を実施する必要がある。DPIA においては、オンラインサービス等の目的、子どもの個人情報の使用方法、子どもに重大な悪影響を与えるリスク等を特定しなければならない。なお、CAADCA が施行される 2024 年 7 月 1 日までにオンラインサービス等が公に提供されている場合には、2024 年 7 月 1 日までに DPIA を実施しなければならない。また、当該オンラインサービス等が子どもがアクセスしそうなものである限り、2 年ごとに全ての DPIA を見直すことが求められる。

カリフォルニア州司法長官から書面で要請された場合には、5 営業日以内に DPIA のコピーを提供する必要がある。

#### (ii) 年齢に応じた対応

プライバシーポリシーやサービス条件等は、年齢に応じた明快な言葉で記載する必要がある。そのため、オンラインサービス等を利用する子どものユーザーの年齢を予測し、年齢に応じた考慮をしなければならない。もっとも、子どものユーザーの年齢を合理的に予測できない場合には、全てのユーザーが子どもであると仮定したプライバシー保護を提供しなければならないこととなる。したがって、かかる取扱いの下では想定しているオンラインサービス等が適切に提供できないような場合には、年齢確認や年齢ゲート等の設定を検討することが考えられる。

#### (iii) 自動プロファイリングの禁止

自動プロファイリングは、適切な保護措置を実施し、かつ、オンラインサービス等の提供のために必要、又は子どもの最善の利益に資する場合を除き、禁止される。

#### (iii) 位置情報

位置情報の収集・利用は厳しく制約されており、子どもの行動や位置が親を含む第三者に監視・追跡されている場

合には、明白なシグナルを表示しなければならない。

(iv) ダークパターン

(a)オンラインサービス等において合理的に想定される範囲を超えて追加の個人情報を提供しようとしたり、(b)プライバシー保護措置を無効化したり、(c)子どもの身体的・精神的健康や幸福に重大な悪影響を及ぼすことを知り又は知る理由があることを行ったりするような、ダークパターンその他の技術を利用することは禁止される。

(v) 罰則

民事上、90 日以内に是正されない場合には、カリフォルニア州司法長官により、過失による違反につき影響を受けた子ども 1 人当たり最大 2,500 米ドル、故意による違反につき影響を受けた子ども 1 人当たり最大 7,500 米ドルの罰金が課される。かかる上限額は違反ごと、子ども 1 人当たりの金額であり、複数の違反かつ多数の子どもが対象となっているような場合には罰金額が多額に上る可能性がある。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 中国

- 2022 年 12 月 16 日に、「ネットワーク安全標準実践ガイドライン-個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0」が公布、施行された。同ガイドラインは、2022 年 11 月 8 日から同月 15 日まで意見募集が行われた「ネットワーク安全標準実践ガイドライン-個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0」の意見募集稿と同等の内容である。同ガイドラインの概要については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2022 年 12 月 27 日号「個人情報保護法上求められる安全管理措置等の実務上のポイント」](#)を参照されたい。
- 中国サイバーセキュリティ産業連盟(CCIA)は、個人情報保護法 58 条が、一部の個人情報取扱者の個人情報保護における社会的責任の報告義務を、データ安全法 8 条が、データ取扱活動に係る社会的責任について定めていることを踏まえ、業界指針として「データ安全及び個人情報保護における社会的責任に関するガイドライン」を制定した。同ガイドラインは、「組織ガバナンス及び内部管理」、「適法性、革新性及び価値体现」等 5 つのテーマ別に、企業の取るべき行動及び当該行動により期待される事項を定めている。また、別紙 A から C においては、データ安全及び個人情報保護に係る社会的責任に関する評価方法、実践例及び報告書(雛型)が示されており、実務上、特に参考に値する。

### 2. 香港

- 2022 年 12 月 20 日、PCPD(香港の個人情報保護委員会)は、TransUnion Limited の個人データシステムに関する検査報告書を[公表](#)した。同報告書によると、PCPD は、膨大な顧客の個人データを扱う組織に対して主に以下の事項を推奨している。
  - 個人データプライバシー管理プログラムを創設し、データ保護責任者を任命すること
  - グローバルポリシーに加えて、ローカルポリシーの策定
  - 企業の社会的責任を果たし、個人データプライバシーの保護の強化に努めること
  - 個人データへのアクセスの監視
  - データ処理者の慎重な選定と管理

### 3. 欧州

- 2022 年 12 月 9 日、欧州委員会は、デジタル市場法(DMA。[当事務所ヨーロッパニュースレター2022 年 9 月 9 日号「デジタル市場法\(Digital Markets Act\)の成立及び日本への影響」](#)参照)の実施法(implementing act)案が公表され、2022 年 12 月 9 日から 2023 年 1 月 9 日まで、パブリックコメントに[付された](#)。同実施法案は、DMA に定められる通知や情報提供の詳細、手続に関する実務上の取扱い等を定めるものである。同実施法行為案は、コアプラットフォームサービスを提供する事業者が、「ゲートキーパー」の指定要件を推定させる定量的基準を満たしている場合等、欧州委員会に対して通知を行う必要がある際に、欧州委員会に提供しなければならない情報を示した通知フォーム(Form GD)等を定めている。

- 2022年12月9日、英国のデジタル・文化・メディア・スポーツ省は、「アプリストア運営者及びアプリ開発者に対する行動規範」(Code of Practice for App Store Operators and App Developers)を公表した。同行動規範は、アプリストア運営者及びアプリ開発者が利用者保護のために取るべき手順を定めるものであり、世界的に認められたセキュリティ及びプライバシーの実務に関する8つの原則が示されている。これらの原則は、アプリストア運営者、アプリ開発者及びプラットフォーム開発者に宛てられたものであるが、一次的にはアプリストア運営者がその履行を担うものとされる。
- 2022年12月15日、欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会は、「デジタルの権利と原則についての欧州宣言」に署名した。この宣言は、これからの「デジタルの10年(Digital Decade)」において、EUが基礎とする価値及び基本的権利がデジタル社会でどのように適用されるべきかを明らかにするものであり、「人間中心のデジタルトランスフォーメーション」、「連帯とインクルージョン」、「選択の自由」、「デジタル公共空間への参加」、「安全・安心とエンパワーメント」、及び「サステナビリティ」の6つの章から構成されている。この宣言は、新たなテクノロジーを取り扱う政策立案者や企業の指針となるとともに、世界中のデジタルトランスフォーメーションに対するEUのアプローチの方向性を示すものと考えられる。

#### 4. 米国

- 2023年1月1日に、一部規定を除き、カリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act of 2020、以下「CPRA」という)が施行された。CPRAに基づく実際の執行は、2023年7月1日以降に生じた違反事例を対象に、同日より開始される見込みであり(なお、2022年1月1日以降に収集された個人情報についてもCPRAの適用が予定されている)、現在、執行の開始に向けて、CPRAの施行のための規則の制定手続が進められている。2023年4月頃に最終版の規則が公表される見込みである。なお、CPRAは、2020年1月1日に施行されたカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Acts of 2018)を大幅に改正して追加規制を定めるものであり(CPRAの概要、日本企業を含む外国企業への影響等については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2020年11月20日号](#)・[2022年10月20日号](#)を参照)、また、従業員情報やB to Bの顧客情報についての適用猶予もなくなっている点に留意が必要である。
- また、2023年7月1日に施行予定の米国コロラド州のColorado Privacy Actについても、施行のための規則に関して、パブリックコメントが行われる等、修正・制定手続が進められている。同規則の最終版は2025年1月までに制定されることとなっている(同法の概要については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2021年7月29日号](#)参照)。

#### 5. タイ

タイでは、2022年12月23日に、デジタルプラットフォームサービスに関する勅令が公表された。当該勅令では、デジタルプラットフォームサービス事業(電子商取引を目的として、コンピューターネットワークを介して企業と消費者又はユーザーを結びつける機能を果たす電子仲介サービスを提供する事業者)に対して、当局(the Electronic Transactions Development Agency)への登録義務や定期的な報告義務、利用規約の開示義務等の一定の義務を課している。なお、当該勅令は、事業者の所在地にかかわらず、タイのユーザーにサービスを提供する全てのデジタルプラットフォームサービス事業者に広く適用され、外国に所在するデジタルプラットフォームサービス事業者はタイに拠点を置く代理人を選任する義務を負う。当該勅令は、2023年8月20日に施行予定である。

#### 6. ベトナム

ベトナムでは、2022年10月1日に施行された政令53号/2022/ND-CPがサイバーセキュリティ法に基づくデータローカライゼーション義務の適用範囲等を規定しているが、同法及び同政令の文言は不明確かつ非常に広範にも読み得る。同法及び同政令の管轄当局である公安省も当該問題を認識したのか、2022年12月22日、ホーチミン市において、担当部署であるサイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局(A05)がこれらの法令に関する説明会を開催した。当該説明会の概要は[当事務所アジア/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2023年1月6日号](#)を参照されたい。

## 7. イスラエル

- ・ イスラエルの司法省は、2022年11月29日、[プライバシー保護規則\(欧州経済領域\(EEA\)からイスラエルへ移転された情報に関する命令\)の草案](#)を公表し、同年12月20日まで意見公募手続に付した。同草案は、2011年のEUによるイスラエルの充分性認定の更新のため、欧州委員会で進められている再検討プロセスを踏まえて提出されたものであり、司法省は、同規則が施行されなければ、充分性認定が取り消されるおそれがあるとしている。
- ・ 同草案では、EEAから移転されたデータを保持するデータベース保有者について、新たに以下の4つの義務を課すとしている。
  - ・ データ主体からの要求等に基づきデータを消去する義務
  - ・ 不必要なデータの保持を制限する義務
  - ・ データの正確性を確保する義務
  - ・ データ主体に対する通知義務(EEAのデータ主体に対し、データの受領後1ヶ月以内に、(a)データベース保有者に関する情報、(b)データベース保有者へのデータ移転の目的、(c)当該移転データの種類、(d)移転されたデータの開示、訂正又は削除を要求する権利並びに(e)データベース保有者が第三者にデータを移転することを予定している場合には当該第三者に関する情報及び当該移転の目的を通知する義務)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 